

「ブリュッセルIa規則 (Verordnung (EU) Nr. 1215/2012)」について

春日 偉知郎

民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する2012年12月12日の欧州議会及び理事会の(EU)第1215/2012号規則
Verordnung (EU) Nr. 1215/2012 des Europäischen Parlaments und Rates vom 12. Dezember 2012 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen (EuGVVO) (ABl. 2012 L 351, 1)=Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgements in civil and commercial matters (OJ 2012 L 351, 1). その後、2014年5月15日の改正 (ABl. 2014 L 163/1)により、規則第71a条から第71d条までの規定が追加され、また、2014年11月26日の改正 (ABl. 2015 L 54/1)により、附属文書 I 及び同 II が改訂されている。

目 次

- 1 はじめに
- 2 「ブリュッセルIa規則」の成立までの経緯と同規則による改正内容
- 3 「ブリュッセルIa規則」の要点
- 4 む す び

1 はじめに

欧州連合 (EU) 域内では、国際裁判管轄並びに外国判決の承認及び執行の問題をめぐって、表題に掲げる「ブリュッセルIa規則」(適宜「規則」と呼ぶ)が、2015年1月10日から適用されている(規則第81条)。この規則は、欧州連合運営条約第67条第4項並びに第81条第2項(a)、(c)及び(e)に基づくものであり、同条約第289条に係る第294条による通常立法手続で採択されたもの

である¹⁾。その目的は、民事事件における裁判の相互承認の原則によって司法へのアクセスを促進することを介して、自由、安全及び司法の領域を維持し、発展させるという欧州連合の目標を実効性のあるものにしようとするものである。また、そのために、国境を跨って関連する民事事件における司法協力の領域において、域内市場が円滑に機能するために必要とされる措置を講ずることとしている（規則理由(3)）。

すなわち、具体的には、民事及び商事事件における国際裁判管轄に関する規定を統一化し、構成国において言い渡された裁判の迅速かつ簡易な承認及び執行を確保するための諸規定を採択し、これを構成国内において拘束力のある、直接適用の可能な法行為によって定めようとするものである（規則理由(4)・(6)）。

このような「ブリュッセルIa規則」は、「ヨーロッパ民事訴訟法の中核²⁾」を成すものであり、EU裁判所は、この規則並びにこれに先立つ1968年の「ブリュッセル条約³⁾」及び2001年の「ブリュッセルI規則⁴⁾」の解釈及び適用をめぐって、すでに150を超える数の判決を言い渡している⁵⁾。こうした事実からしても、上記諸規則がEUの民事司法において占める重要性は明らかであり、「ヨーロッパ民事訴訟法の中核」であることの証左であると言えるであろう。

以下では、この「ブリュッセルIa規則」の概要を理解するために、まず、規則の成立の経緯を素描し、規則の概要を示してみたい(2)。次いで、裁判管轄の部分について、注釈書等で指摘されてる問題に即して内容を眺め(3(a)～(f))、また、裁判の承認及び執行の部分については、特に、規則の目玉である執行許可手続(Exequaturverfahren)⁶⁾の廃止を中心として、関連する問題についても言及したい(3(g)・(h))。規則が対象としている事項は、多数かつ多岐にわたっていて、本小稿においては、そのうちのわずかしか触れることはできないが、なるべく全体像の把握に資するよう心掛けたい。(なお、規則の条文訳については、本号(145頁以下)に掲載されており、これを参照願いたい。)

〈注〉

- 1) Hess EuZPR² (2021) § 2 Rn. 7.ff. なお、EUの民事手続法の全体像については、法務資料第464号『欧州連合（EU）民事手続法』（2015年・法務省大臣官房司法法制部）参照。
- 2) Stein/Jonas/Thole²³ (2022) vor § 1 Rdnr.1: Hess EuZPR² § 6 Rn. 1.
- 3) Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen vom 27.9.1968 (EuGVÜ), ABl. (EG) 1972 Nr. L 299/32.
- 4) Verordnung (EU) Nr. 44/2000 des Rates vom 22.12.2000 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. 2001 L 12/1.
- 5) Hess EuZPR² § 6 Rn. 3. Vgl. dazu Anhang A dieses Buches.
- 6) exequatur は、裁判の執行国において執行することを許す旨の宣言を意味し、わが国においては、執行判決（民執24条）（又は執行決定（仲裁46条））に相当するものといえる。外国判決の内容を強制的に実現するための要件について、その審査を、執行機関ではなく、独立の裁判所の手続に委ねた上で、強制執行を許す旨を宣言することである（中野貞一郎・下村正明『民事執行法〔改定版〕』187頁以下）。訳語として、ドイツ語の Exequaturverfahren に倣うならば、「外国判決の承認手続」となるが、執行を中心にして、かつ、それを許すという趣旨で、本稿では、あえて「執行許可手続」とした。他に、適切な訳語があればこれに従いたい。

2 「ブリュッセルIa規則」の成立までの経緯と 同規則による改正内容

(a) ブリュッセル条約

ブリュッセルIa規則は、欧州共同体の設立構成国（ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルク及びオランダ）において発効したブリュッセル条約¹⁾（1968年9月27日採択、1973年2月1日発効）を発端としている。このブリュッセル条約は、裁判等の執行を確実にするために、国際裁判管轄を確定し、裁判の承認を容易にし、迅速な手続を導入することを目的とするものであった（条約前文）。その後の1996年までの間に、多数の国がこの条約に加盟したこと²⁾に伴って、この条約及びルガーノ併行条約³⁾（1988年9月16日）について現代化する必要性を生じた。そのため、欧州委員会は、1997年12月22日に作業委員会（報告者であるミラノ大学のPocarを中心とする）を設置し、

これによる改正提案を経て、1999年7月14日に「規則提案」を提出した。この規則提案は、その後、欧州議会の意見表明を経て、若干の修正が加えられた上で、2000年12月22日に理事会によって採択された⁴⁾。これにより成立したのが、「ブリュッセル I 規則⁵⁾」であり、その後に改正された現在の「ブリュッセル I a 規則」に先立つものである。

(b) ブリュッセル I 規則

ブリュッセル I 規則については、アムステルダム条約⁶⁾ (1997年10月2日) が1999年5月1日に発効したことに伴って、EU 構成国間で加盟条約や批准手続といった迂路を経る必要がなくなり、欧州委員会が、「すべての部分が拘束力を持ち、かつ、すべての構成国で直接適用が可能」な『規則 (Regulation, Verordnung)』という法行為によって立法提案をすることができるようになったこと (欧州連合運営条約288条・294条) が、その制定を促す要因となったといえる⁷⁾。

ブリュッセル I 規則の目標は、ブリュッセル条約を踏襲しており、裁判管轄について現代に即応した統一的な規律を行い、裁判の承認及び早期の執行のために必要な方式を、複雑ではない統一化された手続によって簡素化することにある⁸⁾。また、その背景には、自由、安全及び司法の領域を維持し発展させ、～～権利の主張を可能にするという EU の目標があり、民事事件における司法協力の領域において域内市場の円滑な機能を発揮させるために必要な措置—関係国の国内法の相違によって生ずる域内市場の障害の除去も一—を講ずる、という立法理由が存している⁹⁾。

「ブリュッセル I 規則」は、上述のように、ブリュッセル条約の基本を踏まえ、体系的な構造に変更を加えるものではなかったが、なお、いくつかの点で改正が試みられた。例えば、承認及び執行に限っていえば、「債務名義の自由移動の原則 (Grundsatz der Titelfreizügigkeit)」に基づいて、① 他の構成国の裁判の自動承認 (第33条第1項)、② 債務者の審尋を経ない決定手続による執行許可宣言 (第38条)、③ 裁判の承認の際の審査については、その対象を債

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

務名義（仮執行宣言付も可）の存在及び一定の書面（第53条・第54条）の提出に限定すること、④公序との不一致を理由とする承認拒絶事由は、「明らかな違反」を理由とするものに限られ（第34条第1号）、また、⑤執行許可手続においては、承認拒絶のための事由（第34条・第35条）の審査をせずに、執行債務者による不服申立てに対してだけ拒絶事由の審査を行うものとし（第41条）、全体に手続をスリム化することが図られた¹⁰⁾。

(c) ブリュッセルIa規則への道筋

もっとも、こうしたブリュッセルI規則については、欧州委員会に対して、発効後5年の時点で規則の適用に関する報告書を提出することが義務づけられていた（同規則第73条）。そこで、この報告書の準備のために委託を受けたドイツのHess, Pfeiffer, Schlosserの三教授によって2007年末に提出されたのが、いわゆる「ハイデルベルガー・レポート¹¹⁾」である。詳細は省くが¹²⁾、そこでは、ブリュッセルI規則は総じて洗練されたものではあるが、いくつかの点において改正を必要とするとの結論が記された。すなわち、①執行許可手続の廃止、②仲裁裁判権を規則の適用から除外していること（第1条第2項d）への疑義、③第27条を改正して、トルペード（魚雷）訴訟の危険を除去することの必要性、④知的財産権の複数の構成国における侵害に関して第6条第1号の改正が指摘されている¹³⁾。

その後、委員会は、重要な提言をまとめ、2009年4月に「報告書¹⁴⁾」を提出したほかに、いわゆる「グリーン・ペーパー¹⁵⁾」も同時に公表した。両者は、内容的に重なり合っており、以下の諸点が主たる検討の対象になった¹⁶⁾。すなわち、①執行許可手続——外国判決の承認・執行に必要とされる中間的な措置——の廃止、②規則の適用範囲を第三国に住所を有する被告に対して拡張すること、③裁判籍の合意、④特許権者の保護の改善、⑤訴訟係属と関連手続、⑥仮の権利保護、⑦仲裁手続との関係、といった課題が俎上に載せられた。

こうした課題を踏まえながら、現行規則である「ブリュッセルIa規則

(2012年)」では、最終的に、以下の主要な改正がなされた¹⁷⁾。① 執行許可手続の広範な廃止（第36条以下）、② 仮処分の承認の明確化（第2条第(a)号）、③ 第31条第2項の新たな規定による裁判籍の合意の改善と、第25条において住所要件を除くことにより同条を改正すること、④ 統一特許裁判所の創設のための協定化（第71a条から第71d条までの規定）、⑤ 文化財の返還のための裁判籍の創設（第7条第4号）、⑥ EU 扶養規則及び EU 相続規則への本規則の適用範囲の適合（第1条第2項(e)(f)）、の6点である。次節において、①から④を中心にその内容を眺めてみることにする。

〈注〉

- 1) 1の注3) 参照。この条約は、欧州経済共同体条約第220条（欧州共同体設立条約第293条－リスボン条約によって廃止された。）に基づくものであり、同条は、上記の構成国に対して、裁判及び仲裁判断の相互承認及び執行をめぐる方式の簡素化を義務づけようとするものであった（Stein/Jonas/Thole²³vor §1 Rdnr. 11. f. もっとも、ブリュッセル条約では、仲裁手続は規則の適用対象から除外された（第1条）。）。なお、この条約は、その後、1968年9月27日の議定書及び1971年6月3日の解釈議定書によって補充されている。
- 2) 加盟の4つの段階についての詳細は、Stein/Jonas/Thole²³vor §1 Rdnr. 13-15. なお、中西康「ブリュッセル I 条約の規則化とその問題点」国際私法年報第3号（2001年）147頁参照。
- 3) Übereinkommen über die gerichtliche Zuständigkeit und die Vollstreckung gerichtlicher Entscheidungen in Zivil-und Handelssachen (16.9.1988), ABl. 1988 Nr. L 319/9. 直近の改正規則は、Lugano-Übereinkommen vom 30.10.2007 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil-und Handelssachen (ABl.EU 2009 L 147).
このルガーノ条約により、当時のいわゆる EFTA 諸国（フィンランド、アイスランド、ノルウェー、オーストリア、スイス（リヒテンシュタインを除く））との間で、ブリュッセル条約と同内容の条約が締結された。
- 4) Stein/Jonas/Thole²³vor §1 Rdnr. 16.
- 5) 1の注4) 参照。
- 6) ABl. (EG) 1997 Nr. C 340, 1.
- 7) Stein/Jonas/Thole²³vor §1 Rdnr. 6.
- 8) Begründung des Kommissionsentwurfs, KOM (1999) 348 endg., 6.
- 9) Begründung des Kommissionsentwurfs, KOM (1999) 348 endg., 3.
- 10) ブリュッセル I 規則によるブリュッセル条約の内容上の変更に関しては、Vgl.

「ブリュッセル I a 規則 (Verordnung (EU) Nr. 1215/2012)」について

Stein/Jonas/Thole²³ vor § 1 Rdnr. 18.

- 11) Hess/Pfeiffer/Schlosser, The Brussels I Regulation 44/2001, 2008.
- 12) 詳細は、岡野祐子「Brussel I 規則改正に見る諸問題」国際法外交雑誌第113巻第1号30頁以下参照。
- 13) Stein/Jonas/Thole²³ vor § 1 Rdnr. 20.
- 14) Bericht der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat und den Europäischen Wirtschafts- und Sozialausschuss über die Anwendung der Verordnung (EG) Nr. 44/2001 des Rates über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen v. 21.04.2009, KOM (2009) 174 endg. なお、この報告書においては、個々の検討課題に先立って、ブリュッセル I 規則の全体的な評価として、「規則は、包括的な管轄規定、並行手続及び裁判の自由な流通に立脚し、効率的な司法協力の補助により、国境を跨る訴訟事件の解決を容易にしている点で、最も成功している制度である。規則中で定められている司法協力の体系は、変化する制度的枠組みと現代の経済生活の新たな挑戦に果敢に適合しようとするものである。」と述べられている (同3頁以下)。
- 15) Grünbuch Überprüfung der Verordnung (EG) Nr. 44/2001 des Rates über die Gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, KOM (2009)175 endg. なお、グリーン・ペーパーに対しては、Hess 教授が、個人的意見として別途意見表明をしている。Vgl. Stellungnahme zum Grünbuch KOM (2009) 175 endg. Über die Reform der VO Brüssel I Anhörung im Europaparlament am 5.10.2009.
- 16) Stein/Jonas/Thole²³ vor § 1 Rdnr. 21.
- 17) Stein/Jonas/Thole²³ vor § 1 Rdnr. 23.

3 「ブリュッセル I a 規則」の要点

改正された規則 (2012年) は2015年から適用されており (第81条)、この規則の概要を理解するために、前掲 2(c)において示した問題点を中心として要点を眺めてみたい。

(a) 基本的なコンセプト

まず、規則を鳥瞰してみると、Burkhard Hess 教授の次のような正鵠を射た指摘に見られるように¹⁾、基本的な視座が奈辺にあるかを知ることができる。すなわち、「規則は、ヨーロッパにおける国境を跨る訴訟に関して、そこでの裁判管轄、訴訟係属及び裁判の承認・執行を統一的に規律することによって、

調整を図ろうとするものである。① 統一的な裁判管轄を規律することは、ヨーロッパの域内市場及び司法の領域において原告の裁判所へのアクセスの可能性を開くものである。また、② 統一的な裁判の承認及び執行を規律することは、ヨーロッパの訴訟法における判決の自由な移転を保障し、欧州連合の構成国に対して、債務名義に基づいて欧州連合全域にわたり執行を確保するものである。さらに、③ 訴訟係属の規律は、ヨーロッパの司法の領域において裁判所が重複して関与することと、これによって生ずる矛盾する複数の判決とを防止することになる。これに加えて、同規則は、ヨーロッパの国際民事訴訟法について、より新たな法行為を試みるための普遍的な模範となるべき機能を有するものである（番号は筆者が付した。）と。

このように、規則は、上記①ないし③を主要な規律対象とするものであり、民事訴訟の全般にわたってヨーロッパに統一的な訴訟法を制定することを意図しているわけではない。こうした意味で、「規則の規律対象は、その内容からして、限定的なものである。規則は、EU 構成国の訴訟法を統一化するのではなく、これを調整しようとするものであり、国境をを跨る訴訟を効率化するための若干の手続法規が共通化される。ブリュッセル I 規則（Ia 規則の意味）を諸構成国において実施するためには、欧州連合法の一般的な規準が適用されて、国内手続法は、差別化をなくすること（Nichtdiskriminierung）と効率化の要請を満たすものでなければならない。ヨーロッパ訴訟法において持続的に成長する統合という観点からみて、ヨーロッパ統合法が併行して拡大することに伴って、これに応じて諸構成国の訴訟上の自律性が後退することは、もはや否定しえない。」と、同教授は述べている。

こうした基本的なコンセプトから明らかなように、規則の主な対象は、裁判管轄、判決の承認及び執行並びに訴訟係属といった問題であり²⁾、以下では、これらを俎上に載せて、併せて総則的な問題も含めて、若干の検討を試みたい。

(b) 適用範囲

はじめに、適用範囲について眺めておく。

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

まず、規則の領域的適用範囲については、旧規則のそれと一致し、原則的にはEUのすべての構成国において適用され、本来的には連合王国も適用範囲に含まれていた（規則理由(40)）。しかし、連合王国については、2019年12月31日の離脱（Brexit）及びその後の2020年12月31日の移行期間の経過に伴い、連合王国は連合法に拘束されないこととなった³⁾。

他方、デンマークについては、当初は適用から除外されていたが、「欧州共同体との協定⁴⁾」が2007年7月1日に発効したことによって、次のような経緯を辿り、結果として本規則に拘束されることとなった。すなわち、当初、デンマークの地位に関する議定書により（規則理由(41)参照）、デンマークはEUの司法政策に参加せず、旧規則第1条第3項においては、デンマークは構成国から除外されていた（旧規則理由(21)も参照）。しかし、その後、上記の協定第1条第1項は、共同体とデンマークとの関係において旧規則を適用するとの目的を掲げた上で、第2条第2項a)において「旧規則第1条第3項は適用されない。」と規定したことにより、デンマークに対して規則の拘束力が及ぶこととなった。もっとも、本規則との関係では、自動的に拘束されるわけではないけれども、その後に拘束される旨の宣言をしている⁵⁾。すなわち、デンマークは、欧州委員会に対して、本規則の国内法化を通知し、これによって、規則の諸規定は、欧州連合とデンマークとの関係において適用されることになり、現在に至っている⁶⁾。

次に、事項的適用範囲に関しては「主権行為（acta iure imperii）」（第1条第1項）と「仲裁裁判権（Schiedsgerichtsbarkeit）」（同条第2項(d)）を適用の対象から除外している点についてである。こうした規定は、督促手続規則第2条第1項や少額請求手続規則第2条第1項及び執行名義創設規則第2条第1項にもある（これら規則については、法務資料第464号『欧州連合（EU）民事手続法』参照）。

規則が主権行為を適用範囲から除外していることは、EU裁判所の判例と整合性を保つものである。構成国の重大な主権利益は、これを本規則のシステム中に組み入れること（適用対象とすること）に抵触し、すでに本規則の改正以

前から認識されていた。すなわち、EU 裁判所は、国家の主権行為を理由とする損害賠償請求権については民事事件に当たらないという判断を明確にしていた (EuGH, 15.2.2007, Rs. C-292/05, Lechoiritou/B.R.Deutschland)。その限りで、本条には宣言的な意味がある。過去において、国家の責任を理由とする訴えの係属が、構成国間における法的交流の妨げとなっていたことは明らかであるからである。したがって、本規則において主権行為の除外を明確化したことには一定の意味がある⁷⁾。

他方で、主権行為には当たらない国家の商業的行為 (acta iure gestionis) との区別は重要であり、その判断に際しては、例えば、国家の当局がその権限を主権の担い手として行使したか否かという点に焦点が当てられる、とされている⁸⁾。

仲裁裁判権を除外したことについては、改正論議のなかで問題視された。規則の適用範囲の不明瞭をなくしようとする趣旨からである。これについて、EU 裁判所は、イギリスで仲裁合意があったが、これに反して、イタリアの裁判所に訴えが提起されたため、前者の裁判所においていわゆる訴訟差止命令 (anti-suit injunction) が求められた事件 (EuGH 10.2.2009, Rs. C-185/07, Allianz SpA/West Tankers)⁹⁾において、構成国の裁判所が仲裁合意を実行するために訴訟差止命令を発することは禁じられるとした。こうした訴訟差止命令は、受訴裁判所が、自らに適用される法に従って、自らに係属した訴訟の裁判について管轄権を有するか否かを自ら決定するという一般原則 (本稿3(e)の Gasser 判決) と相容れない、との理由による。もっとも、その後、EU 裁判所は、これと区別して、仲裁裁判所自身がした仲裁判断の訴訟差止命令については規則の適用範囲に入らないとしている (EuGH 13.5.2015, Rs. C- 536/13, Gazprom/Republik Litauen)¹⁰⁾。

学説¹¹⁾の言及は、以下のものである。すなわち、仲裁手続自体に関係するもの一仲裁契約の効力、仲裁判断の承認・執行など一は規則理由(12)第1項の規律するところである。他方、構成国の裁判所の援助措置については、①仲裁手続の直接的な実施のための裁判所の補助的な地位一仲裁人の選任など一と、②

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

仲裁手続の援助のための裁判所の仮処分とを区別し、前者については規則の適用範囲から除き（規則理由(12)第4項）、後者については規則の適用範囲に含めるとするが、構成国の裁判所が仲裁合意の実施ための訴訟差止を命ずることに関しては、先に述べた原則によって禁止される、と。

いずれにせよ、結論としては、第1条第2項(d)はそのまま維持された。この点をめぐっては、規則第73条における新规定と規則理由(12)における記述とに照して見てみる必要がある¹²⁾。すなわち、これらによれば、本規則は、「仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約（1958年）」の適用を妨げない、としている（第73条第2項）。また、「本規則は、当事者が仲裁合意をしている係争物について提訴された場合に、構成国の裁判所が個々の自国法に従い、当事者に対し仲裁裁判権に移送し、手続を中止し若しくは却下し、又は、仲裁合意が失効、無効若しくは履行不能であるか否かを審理することを妨げるものではない。」としている（規則理由(12)第1項第2文）。このようなことからすると、仲裁合意を無効とする構成国の裁判所の裁判は、裁判の承認・執行に関する本規則の規定に服しない（同第2項）。他方で、本案に関する構成国の裁判所が、当事者間の仲裁合意が無効か否かという先行する問題に答えなければならない場合であっても、その裁判所における本案に関する裁判は、本規則に従って承認・執行することができる（同第3項第1文）。したがって、結局、規則は、訴え若しくは附随手続であって、「仲裁廷の構成、仲裁人の権能、仲裁手続の実施若しくはその他の側面に関するものに関して、又は、仲裁判断の取消、再審査、不服申立て、承認若しくは執行に関連する訴え若しくは裁判に関しては、」適用されないこととなる（規則理由(12)第4項）（規則訳参照）。

(c) 仮処分の承認の明確化

規則第2条第(a)号は、旧規則第32条における「裁判」の定義に対応するものであるが、後者において仮処分については明示がなかった。第2条第(a)号第2文は、「『裁判』との文言は、本規則により本案について管轄権を有する裁判所によって命じられた保全処分を含む仮処分も含む。」と規定し、「仮処分」につ

いて承認及び執行の対象であることを明規した。もっとも、この定義をめぐっては、EU 裁判所の判例は次のように述べていた¹³⁾。すなわち、① 本案について管轄権を有する裁判所が命じた仮処分であり (EuGH 27.04.1999 - Rs. C-99/96 Mietz./internship Yachting Sneek)、かつ、② 相手方当事者を呼出した後に言い渡した仮処分であること、又は片面的な (ex parte) 手続で言い渡されたものであるときは相手方当事者に対して少なくとも執行に先立って送達があった仮処分であること (EuGH 21.05.1980 - Rs. C-125/79 Denilauler./Couchet)、という2つの限定が付されていたことに留意しなければならない。こうした限定は、国境を跨る執行に際して生ずる「不意打ち効果 (Überrashungseffekt)」を防止すること—規則第43条においても強調されている趣旨—にかなうこととなる¹⁴⁾。

上記のような、片面的な手続において言い渡された仮処分事件における EU 裁判所の判決から、一般的に次のように推論されていた。すなわち、① 債務者に対して仮処分の裁判に先立って法的審問が保障されていた場合、又は、② 仮処分の裁判の後に、しかもその仮処分が片面的な手続においてなされたとしても、事後に対席的な手続が、他の構成国においてこの仮処分の承認及び執行が主張される以前に可能であった場合には、執行は可能である、と。

これに対して、第2条第(a)号第2文は、片面的な手続において言い渡された仮処分であっても、執行に先立って債務者に送達があるものについては除くとし、承認及び執行の適格性を認めるに足りるとして、他の構成国において主張に先立つ対席的な手続をもはや必要としない。そして、第42条第2項第(c)号は、相手方を予め呼び出すことなく命じた仮処分の執行について裁判の送達の証明だけを要求している。したがって、債務者保護の縮小となるが、執行に先立つ仮処分の送達があることによって、相手方当事者に対して、これを命じた構成国において執行に対抗すること及び想定される執行構成国において第45条による拒絶事由の主張を可能にしている¹⁵⁾。

(d) 国際裁判管轄

国際裁判管轄に関する一般的な規定については、ほとんど変更はない¹⁶⁾。第4条の普通裁判籍について、Actor sequitur forum rei（原告は被告の管轄地に従わなければならない）との原則が認められていて、構成国にその住所を有する者に対する普通裁判籍は、その国にある（第4条第1項）。自然人の住所は、その構成国の法に従って決められる（第62条）。また、会社や法人の住所は、自律的に定まる（第63条）。EU裁判所は、規則第4条を被告の保護規定と解している。被告にとって、地域的に近接した裁判所における訴えは法的審問を保障し、熟知した訴訟環境における応訴の可能性を開くことになる。また、債権者にとっても、債務者の普通裁判籍での訴訟は、その判決の迅速な執行を可能にする。しかしながら、規則における特別裁判籍との関係では、被告の保護の要請よりも、国際民事訴訟法における管轄の明確化という要請の方が強いといえる。したがって、法政策的には、裁判所にとって、ヨーロッパの司法の領域における法廷地漁り（forum shopping）を制御するということが肝腎なことであるといえる¹⁷⁾。

過剰管轄（Exorbitante Zuständigkeit）、例えば、ドイツ民訴法第23条の財産所在地の特別裁判籍は、構成国に住所を有する被告との関連において禁止されている裁判籍（第5条第2項）の「ブラックリスト」に入るものである。しかしながら、そうした管轄原因については、ヨーロッパ財産所在地裁判籍（規則草案第25条で予定されていた）の創設ができなかったため、第三国に住所を有する被告に対しては発動が可能であり（第6条第2項）、広くEUにおいて承認義務のある裁判が生み出されていることに留意しなければならない¹⁸⁾。

(e) 裁判籍の合意

旧規則の裁判籍の合意については、改正論議の的となった。両当事者が第三国に住所を有する場合であっても（構成国に住所を有する場合はもちろん）、構成国の裁判所に合意すれば、規則第25条に則することとなる。他方、第三国の裁判所に合意した場合は、原則として、第25条によるのではなく、提訴の

あった裁判所の自律的な法に従って判断される¹⁹⁾。

そこで、専属的な裁判籍の合意があつたにもかかわらず、最初にこれとは別の構成国の裁判所に訴えが提起されたときは、合意のあつた第二の裁判所は、前者の管轄権が確定するまでは職権で自己に係属した手続を停止しなければならなかつた（旧第27条第1項）。また、EU裁判所の判例（EuGH 9.12.2003 C-116/02, Gasser/MISAT）²⁰⁾によれば、管轄の合意の有効性の審査は、前者の裁判所に委ねられる。そのため、旧規則の下では、併行訴訟の濫用によって裁判籍の合意が魚雷攻撃（torpedeiren）を受ける可能性を生じていた。これに対して、規則第31条第2項・第3項は、専属的に合意された裁判所だけが、二番目に訴えが提起されたとしても、自分の管轄権に関して裁判すべきこととしている。このことは、合意のあつた裁判所が、これに基づく管轄権を確定するまでは、又は合意が無効である場合はこれを否定するまでは、他のすべての裁判所は、手続を停止しなければならないことを意味する。こうした規律によって、魚雷攻撃を回避するためにのみ、急いで合意された裁判所で手続を開始しなければならないことを強制されないというメリットを一方の当事者に生ずる²¹⁾。

こうした規則第31条第2項から第4項までの規定は、本規則における中心的な存在の一つであり、第29条が規定する「優先原則（Prioritätsprinzip）」（先行訴訟の優先）に対して制限を課すものである（なお、規則理由（22）も参照）。すなわち、専属的な裁判籍の合意の効果を、その合意に反して先行して他の法廷地で提起された訴えから保護することによって、優先主義を制限しようとするものである。第25条の意味における裁判籍の合意の有効性を確保し、こうした状況の下で実務において横行している「魚雷訴訟」を防ぐ効果を生ずる²²⁾。

なお、旧規則の下でしばしば行われた魚雷訴訟—イタリアの魚雷（Torpedo）に因む名称であるが、イタリアだけでなく他の構成国においても多数の訴訟上の障害を生じた—の問題について若干触れておく²³⁾。同一紛争によって生じた給付訴訟と消極的確認訴訟との同等性の下で、差し迫った給付訴訟に対抗して先に消極的確認訴訟を提起し、スムーズな訴訟を妨げるという悪しき訴訟戦術が助長される事態のことを称し

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

ている。この事例において、給付訴訟の被告は、消極的確認訴訟の係属の抗弁を主張し、給付訴訟の手続の停止を求めたのに対して、原告は、裁判籍の合意の存在のほか、消極的確認訴訟の遅延が権利保護の拒否に相当する濫用的な訴訟であると主張した。

しかし、相手方による訴訟の濫用に対して、みずからの訴訟の効率化を主張する（欧州人権宣言第6条及び欧州連合基本権憲章第47条を根拠とする）ことは、法的な不安定性を生じ、また、管轄規定の明確化という要請とも相容れないため、魚雷訴訟を否定するための十分な理由となりえなかった。したがって、対処方法としては、消極的確認訴訟によって先を越された当事者は、そこでの裁判所において「給付の反訴」を提起し防御することや、併せて仮処分を行うこととなろうが、必ずしも十分な抑止とはなっていないかった。

だが、上記の第31条第2項以下の規定によって、こうした状況は改善されることとなろう。

(f) 訴訟係属及び関連訴訟

複数の異なる構成国の裁判所に同一の当事者間の同一の請求が係属した場合については、第29条から第31条が規律している。他方、こうした請求が第三国の裁判所に係属した場合には、本規則第33条が規定することとなり、規則の改革がなされている²⁴⁾。訴訟が競合することと矛盾する判決を避ける趣旨である（規則理由(21)）。

まず、前者については、基本として、後に提訴のあった裁判所は、同一当事者間の同一請求が係属するときは、最初に提訴のあった裁判所の管轄権が確定するまで、職権で手続を中止し（第29条第1項）、また、関連性のある手続が係属するときは、その手続を中止することができる（第30条第1項）。詳細は各条文の第2項以下を参照。

次に、裁判所の管轄権が第4条、第7条、第8条又は第9条に基づくものであり、第三国の裁判所に同一当事者間の同一請求が先に係属した場合には、構成国における手続の中止は、① 第三国の裁判所の裁判が構成国において承認されることが見込まれ（期待可能性）（第33条第1項(a)）、かつ、② 秩序ある司法のために停止が必要である（同項(b)）と判断されるときに、構成国の裁判

所の裁量によって決せられる。こうした「安全弁」の存在は、法治国家の水準に著しい相違がある第三国との法的交流においては望ましいことである。新規則の理由(24)第1文は、秩序ある司法の観点について、第三国における手続が適切な期間内に終結することが期待可能であるか否かということを指摘しており、示唆に富む。また、これと関連して、構成国の裁判所が専属的に管轄権を有する状況の下で、第三国の裁判所が当該事案において専属的に管轄権を有するか否かを考慮し得るとしている(理由(24)第2文)。第33条第2項に掲げる要件(第三国における手続の中止等、手続が合理的な期間内で終結される見込みがないこと、又は秩序ある司法の必要性)の下で、構成国の裁判所は手続を続行することができる。また、第3項によれば、第三国における手続が構成国において承認される裁判に至っているときは、後続の構成国の裁判所は、訴えを却下しなければならない。却下は、当事者の申立てがあった場合に限るのか、それとも職権により行うかについては、例えば、ドイツでは法廷地法によるため、職権で行うことになる。

また、第三国の訴訟と関連性のある手続については、第34条が規定している。詳細は省くが、構成国の裁判所に提訴があった時に、これに関係する手続が第三国の裁判所に係属する場合、構成国の裁判所は、第1項の三要件が備わるときは自らの手続を中止することができ、他方、第2項の要件のいずれかが備わるときは、手続を続行することができる。

(g) 執行許可手続の廃止²⁵⁾

(1) 改正の要衝の一つである規則第39条以下の規定は、ある構成国の裁判を他の構成国において先行する承認(Exequatur)を経ずに直接執行すること—執行許可手続の放棄—を認めたものであり、法政策的観点における中心的な規定といえる²⁶⁾。外国判決を、内国において完全に等値化し、あたかも執行国自体で言い渡された判決と同様に取り扱うとするものである(第41条第1項第2文。規則理由(26)参照)。ちなみに、旧規則第38条第1項は、「ある構成国において言い渡された裁判であって、執行可能なものは、他の構成国において権利

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

者の申立てに基づいてそれが執行可能である旨の宣言がなされた場合に執行することができる。」と規定していた（承認については第36条参照）。

(2) 第39条は、同じように執行許可手続の廃止を定めた、EU 執行名義規則（2004年）第5条、EU 督促手続規則（2006年）第19条、EU 少額請求手続規則（2007年）第20条、EU 扶養事件手続規則（2008年）第17条における執行許可手続の廃止に相当するものである（なお、これらの規定は、執行許可手続の廃止を定めているのみならず、執行構成国において判決の取消（判決に対する不服申立て）を行うことはできない（ブリュッセルIIb規則第45条を除く）、としている点において、本規則—第45条・第46条参照—とは異なる（Hess in Schlosser/Hess EuGVVO Art. 39 Rn. 2.）。ちなみに、前者の諸規定においては、「～は、執行許可手続を必要とすることなく、かつ、承認に対して不服申立てを行うことができず、他の構成国において承認及び執行される。」と規定している。）。

(3) 第39条による直接執行の体系に従って、債権者は、執行構成国の執行機関に対して直接に対応することが可能となる。受託構成国における執行可能性（執行力）を確定する宣言的手続も、外国債務名義に対して内国での執行可能性を形成的に付与する裁判—又は執行宣言を内国に拡張する裁判—も必要としなくなる。強制執行の基礎をなすものが、執行許可宣言なのか、それとも外国債務名義なのかという論争は意味がなく、執行許可の廃止後は、外国債務名義それ自体が強制執行の基礎をなすことになる。第39条によって、受託構成国における債務名義創設的な執行手続（titelschaffendes Vollstreckungsverfahren）の必要性が排除された結果、受託構成国の法に従って執行要件を形成する、強制執行法上の「手続及び方式（Verfahren und Formalität）」（第42条・第43条）が要求されることとなる。

(4) なお、関連して、承認及び執行について簡単に言及しておく。第41条第1項による執行手続については、本規則が優先的な規律をしていない限りは、受託構成国の法が適用される。すなわち、国境を跨る執行においては、債権者は、執行構成国の法に従って（第41条第1項）、その権限ある執行機関に強制

執行の申立てをし、第42条に定める裁判の証明書等を提出する（なお、第53条の附属文書参照）。もちろん、例えばドイツ民訴法第725条に従った執行文は必要としない。国内の執行との違いは、執行処分先立って、第43条に規定する判決及び附属書面の送達を必要とする点である。また、第41条第2項は、受託構成国の法が規定する執行の拒絶又は停止の事由及び執行拒絶手続についても、規則の拒絶事由（第45条）と合致する限り、適用されることを明示している。こうした拒絶事由（第45条）と執行拒絶手続（第46条～第51条）とは、第3節という一つの節に括られているだけでなく、執行と密接に関係していることも自明である。さらに、承認及び拒絶について等しく適用される「共通規定（第3章第4節）」には、第52条（外国裁判所による実質的再審査（*rèvision au fond*）の禁止）、第53条（原裁判所の証明書の発行権限）、第54条（外国債務名義に定める処分又は命令が受託構成国の法に存しない場合における外国債務名義と受託構成国の法との適合）、第55条（強制金の支払いを命じた外国裁判については、強制金の額が原構成国の裁判所によって終局的に確定された場合に限り執行可能とする旨の規定—旧規則第49条に相当する）及び第56条（外国人又は内国に住所を有していないことを理由とする担保の提供等の禁止）が定められている。

(5) 承認拒絶事由に関して、債務者は、権限ある EU 裁判所に執行の拒絶を申し立てる可能性を有している。第45条及び第46条において規定されている拒絶事由は、旧規則第34条・第35条の拒絶・取消事由と一致している。したがって、執行は、執行国の公序に反するときは拒絶される（第45条第1項(a)）。また、第45条第1項(b)により法的審問に違反したときも同様である。純然たる技術的な送達の瑕疵は拒絶事由とはならないが、執行債務者にとって防御の可能性が制限されたときは除かれる。加えて、同一当事者間で受託構成国において言い渡された裁判と抵触する場合、又は執行されるべき裁判が他の構成国若しくは第三国における従前の裁判と矛盾する場合には、執行は行われぬ（同条項(c)(d)）。

他方、第45条第3項は、原裁判所が管轄規定に違反した場合には、承認・執

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

行の拒絶を原則として認めていない。原裁判所の裁判が管轄権のない裁判所によって言い渡された場合であっても、原則として承認・執行される。管轄の問題は、原裁判所によって最終的に判断されるものであって、執行が不当に遅延せしめられなければならない、という考え方が背後に存する。もちろん、消費者事件や保険事件においては例外がある。

裁判の執行は、執行処分又は命令が執行構成国において存しないという理由で拒絶されうることはない。第54条第1項は、そのような場合には、執行構成国においてそれに相当するものによって執行を行うとしているが、不服申し立ての余地はある（同第2項）。

おおむね、以上のようなものである。

(h) 統一特許裁判所及びベネルックス裁判所に対する本規則の適用

本規則の全体像を把握するという観点からはやや逸れるけれども、EU域内でも知的財産権をめぐる訴訟の重要性がますます増大しているため、素描しておこう。

本規則は、2014年5月15日の改正規則²⁷⁾によって、「共通裁判所（common court）」としての統一特許裁判所（Unified Patent Court）²⁸⁾及びベネルックス裁判所（Benelux Court of Justice）²⁹⁾に対しても適用されることになった。本規則は、もともと構成国の国内裁判所を前提としていたが、改正規則によって、上記の裁判所は、「複数の構成国に共通する単一の裁判所」として、「本規則の適用範囲にある事件における裁判管轄権を行使するときは、構成国の裁判所とみなされる。」ことになり、構成国の裁判所と等置されることとなった（第71a条・規則理由(11)）。

これに続いて、第71b条は管轄規定の適用を、第71c条は訴訟係属に関する規律を、第71d条は判決の自由移動を、それぞれ定めているほか、これらの規定は、内容的にみて、第三国の事実関係に対する本規則の適用領域を拡張するものである³⁰⁾。

すなわち、第71b条は、第4条から第28条までの管轄規定に関係している。

まず、共通裁判所は、共通裁判所設立協定の当事国である構成国の裁判所が本規則に従いその協定に服する法領域において管轄権を有するときには、管轄権が与えられる（第1号）。また、第7条から第26条の裁判籍は、第三国にいる被告に対して拡張される（第2号）。こうした管轄権の拡張は、第7条・第8条の適用について実務上重要であり、例えば、第2号第1文に関していえば、欧州特許の侵害を理由とする不法行為訴訟（第7条第2項）、複数の共同訴訟人に対する訴え（第8条第1号）においては、（共同）被告がEU構成国に普通裁判籍を有しない場合であっても、欧州特許裁判所に訴えを提起することができる。さらに、仮処分に関しては、本案の裁判について第三国の裁判所が管轄権を有する場合であっても、共通裁判所に申し立てることができる（第2号第2文）等である。

共通裁判所と構成国の裁判所との等置は、訴訟係属及び関連手続に関する調整が、これらの裁判所間における関係についても妥当することを意味している。

〈注〉

- 1) Hess EuZPR² §6 Rn. 1u. 2.
- 2) 規則は、第1章「適用範囲及び定義規定」（1～3条）、第2章「管轄」——一般規定（4～6条）、特別管轄（7～9条）、保険事件の管轄（10～16条）、消費者事件における管轄（17～19条）、個別労働契約の管轄（20～23条）、専属管轄（24条）、管轄の合意（25・26条）、管轄及び手続の適法性の調査（27・28条）、訴訟係属及び関連手続（29～34条）、保全処分を含む仮の処分（35条）一、第3章「承認及び執行」——承認（36～38条）、執行（39～44条）、承認及び執行の拒絶（45～51条）、共通規定（52～57条）一、第4章「公の証書及び裁判上の和解」（58～60条）、第5章「一般規定」（61～65条）、第6章「経過規定」（66条）、第7条「他の法制度との関係」（67～73条）、第8章「最終規定」（74～81条）、という順で規定している。
- 3) Abkommen über den Austritt des Königreich Großbritannien und Nordirland aus der Europäischen Union und der Europäischen Atomgemeinschaft, ABl. (EU) 2020, L 29/7. Vgl. Stein/Jonas/Thole²³ § 1 Rdnr. 2., Staudinger in Rauscher, EuZPR/EuIPR (2021), Einl. Brüssel I a-VO Rz. 14.
- 4) Art.1.Abs.1, Art.2.Abs.2(a), u. Art.3.Abs.1 des Abkommen zwischen der Europäischen Gemeinschaft und dem Königreich Dänemark über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. (EU) 2005, L299/62.

「ブリュッセル I a 規則 (Verordnung (EU) Nr. 1215/2012)」について

- 5) Abkommen zwischen der Europäischen Gemeinschaft und dem Königreich Dänemark über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen, ABl. (EU) 2013, L 79/4, Staudinger in Rauscher, EuZPR/EuIPR (2021), Einl. Brüssel I a-VO Rz. 15.
- 6) Vgl. Stein/Jonas/Thole²³ § 1 Rdnr. 1.
- 7) von Hein, Die Neufassung der Europäischen Gerichtsstands- und Vollstreckung (EuGVVO), RIW 2013, 100, Pfeiffer, Die Fortentwicklung des Europäischen Prozessrechts durch die neue EuGVO, ZJP 127, 411., Hess EuZPR² § 6 Rn. 14.
- 8) Stein/Jonas/Thole²³ § 1 Rdnr. 13. u. 25.
- 9) これについて、中野俊一郎「仲裁手続と訴訟手続の競合—West Tanker 事件判決とブリュッセル I 規則の改正」『経済社会と法の役割』(2013年) 1135頁以下、特に1144頁以下の詳細な分析参照。他に、野村秀敏・安達栄司『最新 EU 民事訴訟法判例研究 I』(2013年) 91頁以下 (安達執筆)、岡野・前掲 2注12) 46頁以下等参照。
- 10) これについては、野村秀敏編著『最新 EU 民事訴訟法判例研究 II』(2022年) 282頁以下参照。
- 11) Hess, EuZPR² § 6 Rn. 27ff.
- 12) von Hein, aa.O., RIW 2013, 99., Pfeiffer, aa.O., ZJP 127, 413ff., Domej, Die Neufassung der EuGVVO-Quantensprünge im europäischen Zivilprozessrecht, RabelsZ (2014) 78, 540ff..
- 13) EU 裁判所の判例を含む以下の記述について、Stein/Jonas/Thole²³ § 2 Rdnr. 13. による。Vgl. v Hein, aa.O., RIW 2013, 107 f., Domej, aa.O., RabelsZ 78, 542ff..
- 14) Hess in Schlosser/Hess EuGVVO (2021) Art. 2. Rn. 12.
- 15) Stein/Jonas/Thole²³ § 2 Rdnr. 13.
- 16) v Hein, aa.O., RIW 2013, 101 ff.
- 17) Hess, EuZPR² § 6 Rn. 42..
- 18) v Hein, aa.O., RIW 2013, 102.
- 19) v Hein, aa.O., RIW 2013, 104.
- 20) この判決並びに規則第31条 (特に第 2 項以下) 及びこれがハーグ管轄合意条約第 5 条第 2 項及び第 6 条をモデルとしたことに関しては、芳賀雅顯「国際裁判管轄の専属的合意と国際訴訟競合の関係」慶應法学第28号273頁以下に詳しい。また、その前後の状況については、野村秀敏編著『最新 EU 民事訴訟法判例研究 II』(2022年) 74頁以下に詳しい。
- 21) v Hein, aa.O., RIW 2013, 104.
- 22) Hess in Schlosser/Hess EuGVVO Art. 31. Rn 2., Stein/Jonas/Thole²³ § 31 Rdnr. 1 u. 5ff.
- 23) Hess, EuZPR² § 6 Rn. 197 ff.
- 24) v Hein, aa.O., RIW 2013, 106. 詳細は、岡野祐子「Brussels I Recast 一残された課題と EU 非加盟国の視点からの検討一」国際法外交雑誌119巻 1 号 1 頁以下参照。

- 25) 執行許可手続の廃止に関しては、多数の文献があり、本稿では煩雑を避けるために、Stein/Jonas/Koller²³ § 39., v Hein, aa.O., RIW 2013,108 ff., Hess, EuZPR² § 6 Rn. 223 ff. を代表的なものとして掲げておく。
- 26) 執行許可手続の廃止の背景には、執行許可手続に対する不服申立てが少なく、また、不服申立てがあったとしても、ほとんどが棄却されているという現状が存している、と指摘されている。委員会「報告書」(KOM (2009) 174 endg., Nr. 3.1 (2の注14))及び Domej, Die Neufassung der EuGVVO-Quantensprünge im europäischen Zivilprozessrecht, RabelsZ 78 (2014), 517. 参照。また、Mankowski in Rauscher, EuZPR/EuIPR (2021), Vor Art. 39-41 Brüssel I a-VO Rz. 1, その他に、「ストックホルムプログラム—市民に奉仕し市民を保護する開かれた安全なヨーロッパ」(ABl. EU 2010, C115/1ff.)3.1.2. (S. 12) が、執行許可手続の廃止を求めていることも影響が大きい (Staudinger in Rauscher, Einl. Brüssel I a-VO Rz. 64)。規則理由(2)も参照。
- 27) ABl. (EU) 2014 L 163/1., Stein/Jonas/Koller²³ § 71a- § 71d.
- 28) 2013年2月19日の統一特許裁判所 (UPC) 協定 (OJ 2013 C 175/1) によって、統一特許裁判所は、加盟国の共通裁判所として欧州特許に関する訴訟について専属的管轄権を有することとなった。統一特許規則 (Regulation (EC) No. 1257/2012) による統一特許の手続法上の基礎となっている (Stein/Jonas/Koller²³ § 71a. Rdnr. 3)。
- 29) 1965年3月31日のベルギー・ルクセンブルク・オランダ間の条約によって設立された裁判所であり、ベネルクス諸国の裁判所の先決決定の申立て—EU 裁判所の先決決定に依ったもの—及びベネルクス統一法の解釈に関して裁定することを目的としている。
- 30) Hess in Schlosser/Hess EuGVVO Art. 71a. Rn. 1.

4 む す び

欧州委員会は、2022年1月11日までに本規則の適用に関する報告書を欧州議会や理事会等に提出することとなっており、必要な場合には、この報告書に本規則に関する提案を付するものとする、とされている (第79条)。この報告書については、まだ提出はないようであるが、今後、さらなる改革に向けての動きが活発化することが予想される。現に、こうした方向での報告書が、本規則の起草に際して多大な貢献をした Hess 教授によって公表されている。ルクセンブルクのマックスプランク研究所から、「ブリュッセル I a 規則の改正」と題して、すでに第6号までネット上に掲載されている¹⁾。こうしたことから、

「ブリュッセルIa規則（Verordnung (EU) Nr. 1215/2012）」について

今後、本規則をめぐる、その機能及び国際的なレベルにおける可能な発展を考慮してさまざまな改正の提案がなされるであろうし、特に、すでに第79条において指摘されている問題—管轄規定を構成国内に住所を有していない被告に対しても拡張すべきか否か—も、当然、俎上に載せられるであろう。また、本規則と直ちには関連しないであろうが、EUにおいて、ハーグ国際私法会議による『民事又は商事事件における外国裁判の承認及び執行に関する条約』²⁾の加盟について理事会の決定がなされた³⁾事実も見逃せない。本規則と同条約との関連などは、当然にこれからの検討課題として浮上してくるものと考えられる⁴⁾⁵⁾。

本規則をEU構成国外から評価することは慎重でなければならないが、少なくとも今後の推移を見守る必要はあるであろう。規則のさらなる改善を期待して筆を擱くことにする。

〈注〉

- 1) Max Planck Institute Luxembourg for Procedural Law, Research Paper Series N° 2022 (6)—The Reform of the Brussels I a Regulation.
- 2) HCCH, Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters (concluded 2 July 2019)
- 3) Council Decision (EU) 2022/1206 of 12 July 2022 concerning the accession of the European Union to the Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters, OJ 2022 L 187/1.
- 4) 例えば、Schack, Das neue Haager Anerkennungs- und Vollstreckungsübereinkommen, IPRax 2020, 1 ff. (S. 6) は、次のように述べている。すなわち、「ハーグ承認執行条約第13条第1項は、ハーグ管轄合意条約第14条と同様に、(承認の) 手続を、原則として、裁判を承認及び執行すべき加盟国に委ねている。したがって、加盟国が望むときは、承認を審査手続 (Delibationsverfahren) の実施に依らしめることができる。」とし、また、「上記のことは、執行宣言の手続についても妥当する。特別な執行許可手続 (Exequaturverfahren) を接続していること (ブリュッセルIa規則第39条とは異なる) は、意味深長である。蓋し、内国の執行機関は内国の進発令 (Marschbefehl) なくして手続を進めることを阻止されているからである。」と述べている。

また、竹下啓介「EU 構成国における外国判決の承認執行制度の構造」EU 法研究第7号 (2020年) 9頁以下参照。

- 5) ちなみに、これと並んで、ALI/Unidroit, Model European Rules of Civil Procedure (January 2021) (欧州モデル民事訴訟規則) にも関心を向ける必要があるだろう。渡部美由紀「民事訴訟法の国際的統一化・調和化」『民事法の現在地と未来 (小林秀之先生古稀祝賀)』(2022年) 353頁以下、ロルフ・シュテュルナー (越山和広訳)「欧州モデル民事訴訟規則についての若干の覚書き」『手続保障論と現代民事手続法 (本間靖規先生古稀祝賀)』(2022年) 767頁以下参照。